

二十七 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

改 正 後	改 正 前
第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係	第58条の2（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係
（鉱業を営む法人の範囲）	（鉱業を営む法人の範囲）
<u>58 1</u> 措置法第58条第1項……………	<u>58の2 1</u> 措置法第58条の2第1項……………
（鉱物の販売による収入金額）	（鉱物の販売による収入金額）
<u>58 1の2</u> …………… ……………措置法第58条……………	<u>58の2 1の2</u> …………… ……………措置法第58条の2……………
（鉱物を原材料として製造した物品の範囲）	（鉱物を原材料として製造した物品の範囲）
<u>58 2</u> 措置法令第34条第1項第3号又は第9項第3号……………	<u>58の2 2</u> 措置法令第34条の2第1項第3号又は第9項第3号…………… …
（鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等）	（鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等）
<u>58 3</u> <u>58 2</u> ……………措置法令第34条第1項第3号又は第9項第3号 ……………	<u>58の2 3</u> <u>58の2 2</u> ……………措置法令第34条の2第1項第3号又は 第9項第3号……………
（原材料として購入した鉱物）	（原材料として購入した鉱物）
<u>58 4</u> ……………	<u>58の2 4</u> ……………
（鉱物の販売対価として通常受けるべき金額）	（鉱物の販売対価として通常受けるべき金額）
<u>58 5</u> ……………	<u>58の2 5</u> ……………

(採掘所得金額に係る益金の額)

58 6措置法令第34条第1項又は第9項.....

(1)

(2)

(3)

(採掘所得金額に係る損金の額)

58 7

(鉱業に係る損金の額の区分)

58 8

(災害損失の区分の特例)

58 9

(支払利子の区分の特例)

58 10

(共通損金の区分基準の継続)

58 11

(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)

58 12措置法令第34条第11項.....

(1)

(2)

(3)

(採掘所得金額に係る益金の額)

58の2 6措置法令第34条の2第1項又は第9項.....

.....

(1)

(2)

(3)

(採掘所得金額に係る損金の額)

58の2 7

(鉱業に係る損金の額の区分)

58の2 8

(災害損失の区分の特例)

58の2 9

(支払利子の区分の特例)

58の2 10

(共通損金の区分基準の継続)

58の2 11

(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)

58の2 12措置法令第34条の2第11項.....

(1)

(2)

(3)

改 正 後	改 正 前
<p>(4)</p> <p>(参考)</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58 13措置法令第34条第11項第3号及び第4号.....</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58 14措置法令第34条第11項第1号から第3号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(参考)</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>58 15</p> <p>.....措置法第58条第4項.....</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>58 16</p>	<p>(4)</p> <p>(参考)</p> <p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2 13措置法令第34条の2第11項第3号及び第4号.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58の2 14措置法令第34条の2第11項第1号から第3号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(参考)</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>58の2 15</p> <p>.....措置法第58条の2第4項.....</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>58の2 16</p>

二十八 第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係</p>	<p>第61条（農業協同組合等の留保所得の特別控除）関係</p>
<p>61 2 <u>削 除</u></p>	<p><u>（回転出資金）</u></p> <p>61 2 <u>農業協同組合法第13条の2に規定する回転出資金は、措置法第61条に規定する出資総額又は利益積立金額のいずれにも属さないものであるから留意する。</u></p>
<p>（配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に係るもの）</p>	<p>（配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に係るもの）</p>
<p>61 9</p> <p>.....<u>措置法第59条</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>61 9</p> <p>.....<u>措置法第58条の規定により損金の額に算入される技術等海外取引の所得の特別控除額、措置法第58条の3</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>（員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定）</p>	<p>（員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定）</p>
<p>61 12</p>	<p>61 12</p> <p><u>(1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法第10条第1項第2号に掲げる信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）については、農業協同組合法第10条第1項第1号、第3号から第10号までの各号、同条第2項、第3項及び第5項の区分</u></p> <p><u>(2) 森林組合については、森林組合法第9条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号から第14号までの各号の区分</u></p> <p><u>(3) 森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第15</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>森林組合については、森林組合法第9条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号から第14号までの各号の区分</u></p> <p>(6) <u>森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第15号までの各号の区分</u></p> <p>(7) (8)、(9)において同じ。)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p>	<p style="text-align: center;"><u>号までの各号の区分</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) (9)、(10)において同じ。)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p>(14)</p>

二十九 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算）</p> <p>62の3(1) 20</p> <p>（算式）</p>	<p>（総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算）</p> <p>62の3(1) 20</p> <p>（算式）</p>

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金の額を含む。）}$$

（代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用）

62の3(5) 11
措置法令第38条の4第12項第3号.....

（収用対償地の買取りに係る契約方式）

62の3(5) 12
措置法令第38条の4第12項第3号.....
 (1)
 (2)

（建築面積等の意義）

62の3(5) 15 措置法第62条の3第4項第5号及び第7号に規定する建築面積、同項第6号に規定する延べ面積並びに措置法令第38条の4第17項第2号口に規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積、同項第4号に規定する延べ面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。

（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）

62の3(5) 16 措置法第62条の3第4項第7号.....同項第14号.....

 (1) 同項第7号.....同項第14号.....
 (2) 同項第7号.....
 (3) 同項第14号イ.....

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額（退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。）}$$

（代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用）

62の3(5) 11
措置法令第38条の4第12項第2号.....

（収用対償地の買取りに係る契約方式）

62の3(5) 12
措置法令第38条の4第12項第2号.....
 (1)
 (2)

（建築面積等の意義）

62の3(5) 15 措置法第62条の3第4項第6号に規定する建築面積及び措置法令第38条の4第15項第2号口に規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。

（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）

62の3(5) 16 措置法第62条の3第4項第6号.....同項第13号.....

 (1) 同項第6号.....同項第13号.....
 (2) 同項第6号.....
 (3) 同項第13号イ.....

改 正 後	改 正 前
<p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62の3(5) 17 措置法第62条の3第4項第9号イ、第11号イ又は第12号イ…… ……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62の3(5) 18 措置法第62条の3第4項第9号、第10号及び第11号…………… ……<u>同項第9号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62の3(5) 19 措置法第62条の3第4項第9号……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62の3(5) 20 措置法第62条の3第4項第11号又は第12号…………… (注) ……………措置法第62条の3第4項第11号……………</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5) 21 措置法規則第21条の19第2項第9号又は第12号…………… <u>措置法第62条の3第4項第9号又は第12号</u>……………措置法規則第21条 <u>の19第9項第2号イ及びロ</u>……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5) 22 ……………</p>	<p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62の3(5) 17 措置法第62条の3第4項第8号イ、第10号イ又は第11号イ…… ……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62の3(5) 18 措置法第62条の3第4項第8号、第9号及び第10号…………… ……<u>同項第8号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62の3(5) 19 措置法第62条の3第4項第8号……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62の3(5) 20 措置法第62条の3第4項第10号又は第11号…………… (注) ……………措置法第62条の3第4項第10号……………</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5) 21 措置法規則第21条の19第2項第8号又は第11号…………… <u>措置法第62条の3第4項第8号又は第11号</u>……………措置法規則第21条 <u>の19第8項第2号イ及びロ</u>……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5) 22 ……………</p>

- (1)
- (2) 同項第7号.....
- (3) 同項第9号、第11号又は第12号.....
- (4) 同項第13号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5) 23 措置法第62条の3第4項第13号又は第14号.....同項第13号本文かっこ書.....

(注) 同項第7号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5) 24 措置法第62条の3第4項第13号口.....

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の3(5) 25 措置法令第38条の4第25項第3号.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5) 26 措置法第62条の3第4項第13号二.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5) 27 措置法第62条の3第4項第13号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5) 28

.....措置法第62条の3第4項第14号.....

- (1)
- (2) 同項第6号.....
- (3) 同項第8号、第10号又は第11号.....
- (4) 同項第12号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5) 23 措置法第62条の3第4項第12号又は第13号.....同項第12号本文かっこ書.....

(注) 同項第6号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5) 24 措置法第62条の3第4項第12号口.....

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の3(5) 25 措置法令第38条の4第23項第3号.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5) 26 措置法第62条の3第4項第12号二.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5) 27 措置法第62条の3第4項第12号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5) 28

.....措置法第62条の3第4項第13号.....

改 正 後	改 正 前
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5) 29 措置法令第38条の4第27項.....</p> <p>.....</p> <p>(注)措置法第62条の3第4項第14号.....</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5) 29 措置法令第38条の4第25項.....</p> <p>.....</p> <p>(注)措置法第62条の3第4項第13号.....</p>
<p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5) 30</p> <p>.....措置法第62条の3第4項第14号.....</p> <p>(注)措置法令第38条の4第27項.....</p>	<p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5) 30</p> <p>.....措置法第62条の3第4項第13号.....</p> <p>(注)措置法令第38条の4第25項.....</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5) 31 措置法第62条の3第4項第13号口、措置法令第38条の4第25項 第3号、同項第4号、同条第27項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第 14号.....</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5) 31 措置法第62条の3第4項第12号口、措置法令第38条の4第23項 第3号、同項第4号、同条第25項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第 13号.....</p>
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62の3(5) 32 措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1).....措置法 規則第21条の19第9項第1号イ(1).....</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62の3(5) 32 措置法規則第21条の19第8項第1号イ(1).....措置法 規則第21条の19第8項第1号イ(1).....</p>
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5) 33 措置法規則第21条の19第9項第1号イ(2).....措置法 規則第21条の19第9項第1号イ(2).....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5) 33 措置法規則第21条の19第8項第1号イ(2).....措置法 規則第21条の19第8項第1号イ(2).....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

62の3(5) 34
同条第4項第9号から第14号まで.....同条第4項
 第9号から第14号まで.....措置法規則第21条の19第2項第9号か
 ら第14号まで.....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6) 6措置法令第38条の4第33項第2号から第6号ま
 で.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6) 7措置法令第38条の4第33項第3号から第6号ま
 で.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6) 8措置法令第38条の4第33項第3号から第6号ま
 で.....
 (注)

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6) 10 措置法令第38条の4第29項又は第30項.....同条第28
 項.....
 (注)措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

62の3(5) 34
同条第4項第8号から第13号まで.....同条第4項
 第8号から第13号まで.....措置法規則第21条の19第2項第8号か
 ら第13号まで.....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6) 6措置法令第38条の4第31項第2号から第6号ま
 で.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6) 7措置法令第38条の4第31項第3号から第6号ま
 で.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6) 8措置法令第38条の4第31項第3号から第6号ま
 で.....
 (注)

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6) 10 措置法令第38条の4第27項又は第28項.....同条第26
 項.....
 (注)措置法第62条の3第4項第8号から第13号まで.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場

改 正 後	改 正 前
<p>合の取扱い)</p> <p>62の3(6) 11<u>同条第4項第9号から第14号まで</u>.....</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(6) 12<u>措置法規則第21条の19第2項各号又は第9項各号</u>.....</p>	<p>合の取扱い)</p> <p>62の3(6) 11<u>同条第4項第8号から第13号まで</u>.....</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(6) 12<u>措置法規則第21条の19第2項各号又は第8項各号</u>.....</p>

三十 第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1) 21 (算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金の額を含む。)}$ <p>(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)</p> <p>63(5) 2 <u>措置法令第38条の5第6項第2号イ</u>.....</p> <p>(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)</p> <p>63(5) 4の2</p>	<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1) 21 (算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}$ <p>(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)</p> <p>63(5) 2 <u>措置法令第38条の5第5項第2号イ</u>.....</p> <p>(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)</p> <p>63(5) 4の2</p>

.....措置法令第38条の5第12項.....

(公募売れ残り品の譲渡)

635) 9

.....措置法令第38条の5第9項.....

(注)

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

635) 13

付表

課税除外とされる土地等の譲渡が
公募要件に該当する事実を証する
明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第3項 第号該当	措置法第63条第3項 第号該当		
	土地等の種類	2				
	土地等の所在地	3				
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル		
	同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積	5	外	件	外	件
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外	件	外	件
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外	件	外	件
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡	8	外	件	外	件

.....措置法令第38条の5第11項.....

(公募売れ残り品の譲渡)

635) 9

.....措置法令第38条の5第8項.....

(注)

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

635) 13

付表

課税除外とされる土地等の譲渡が
公募要件に該当する事実を証する
明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第3項 第号該当	措置法第63条第3項 第号該当		
	土地等の種類	2				
	土地等の所在地	3				
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル		
	同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積	5	外	件	外	件
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外	件	外	件
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外	件	外	件
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡	8	外	件	外	件

改 正 後			
	等をした土地等の面積		
公募要件に該当する事実等	公 募 の 方 法	9	
	公募年月日又は期間	10	.. . ~ .. .
	公募を実施した地域	11	
	売 出 期 間	12	.. . ~ .. .
	応 募 者 の 範 囲	13	
	一部の土地等につき公募をしなかった理由	14	
	措置法令第38条の5第23項に該当する土地の譲渡等の場合	15	
備 考			

記 載 の 仕 方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

改 正 前			
	等をした土地等の面積		
公募要件に該当する事実等	公 募 の 方 法	9	
	公募年月日又は期間	10	.. . ~ .. .
	公募を実施した地域	11	
	売 出 期 間	12	.. . ~ .. .
	応 募 者 の 範 囲	13	
	一部の土地等につき公募をしなかった理由	14	
	措置法令第38条の5第22項に該当する土地の譲渡等の場合	15	
備 考			

記 載 の 仕 方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

- 9
 10
 11
 12
 13

14 「措置法令第38条の5第23項.....措置法令第38条の5第23項
同項第3号.....措置法令第38条の5第23項第1
 号.....

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

- 63.5) 14
措置法令第38条の5第14項.....
 (1)
 (注)
措置法令第38条の5第10項各号.....
 (2)
 (3)

(災害により滅失した家屋の意義)

63.5) 15 措置法令第38条の5第16項.....

(主として居住の用に供していた家屋の意義)

63.5) 16 措置法令第38条の5第16項.....
 (注)

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63.6) 6措置法令第38条の5第24項.....措置法令

- 9
 10
 11
 12
 13

14 「措置法令第38条の5第22項.....措置法令第38条の5第22項
同令第38条の5第22項第3号.....措置法令第38
 条の5第22項第1号.....

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

- 63.5) 14
措置法令第38条の5第13項.....
 (1)
 (注)
措置法令第38条の5第9項各号.....
 (2)
 (3)

(災害により滅失した家屋の意義)

63.5) 15 措置法令第38条の5第15項.....

(主として居住の用に供していた家屋の意義)

63.5) 16 措置法令第38条の5第15項.....
 (注)

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63.6) 6措置法令第38条の5第23項.....措置法令

改 正 後	改 正 前
<p>第38条の4第33項第2号から第6号まで.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6) 7措置法令第38条の5第24項.....措置法令 第38条の4第33項第3号から第6号まで.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6) 8措置法令第38条の5第24項.....措置法令 第38条の4第33項第3号から第6号まで.....</p> <p>(注)</p>	<p>第38条の4第31項第2号から第6号まで.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6) 7措置法令第38条の5第23項.....措置法令 第38条の4第31項第3号から第6号まで.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6) 8措置法令第38条の5第23項.....措置法令 第38条の4第31項第3号から第6号まで.....</p> <p>(注)</p>

三十一 第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前																								
<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4) 1</p> <p>別表1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 10%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1 2 (1) (2) (3)<u>独</u> <u>立行政法</u> <u>人鉄道建</u></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	3	1 2 (1) (2) (3) <u>独</u> <u>立行政法</u> <u>人鉄道建</u>	<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4) 1</p> <p>別表1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 10%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1 2 (1) (2) (3)<u>日</u> <u>本鉄道建</u> <u>設公団...</u></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	3	1 2 (1) (2) (3) <u>日</u> <u>本鉄道建</u> <u>設公団...</u>
区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																				
3	1 2 (1) (2) (3) <u>独</u> <u>立行政法</u> <u>人鉄道建</u>																				
区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																				
3	1 2 (1) (2) (3) <u>日</u> <u>本鉄道建</u> <u>設公団...</u>																				

					<u>設・運輸</u> <u>施設整備</u> <u>支援機構</u> (4) (5)
..... 11 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人</u> <u>緑資源機構</u> 、 <u>土地改良区</u> (土地改良区連合を含む。) <u>又は独立行政法人</u> <u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> <u>が設置する農業用道路</u>		
13 <u>鉄道事業法</u> による <u>鉄道事業者</u> の用、 <u>独立行政法人</u> <u>鉄道</u>	

					... (4) (5)
..... 11 国、地方公共団体、 <u>土地改良区</u> (土地改良区連合を含む。) <u>又は新エネルギー</u> <u>・産業技術総合開発機構</u> <u>が設置する農業用道路</u>		
13 <u>鉄道事業法</u> による <u>鉄道事業者</u> の用、 <u>日本鉄道建設公団</u>	

20	<p>1</p> <p>2</p> <p>3 既成市街地については、<u>(18の2)の「備考」欄参照。</u></p>
21	電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、（第17号の一部）

20	<p>1</p> <p>2</p> <p>3 既成市街地とは、<u>産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域をいう。</u></p>
21	電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物又は電源開発株式会社が設置し若しくは改良する発電施設等のうち水力による発電施設、（第17号及び

改 正 後						改 正 前					
						第17号の 2 の一 部)					
	22	22
	 (第 17号の2 の一部)				 (第 17号の3 の一部)				
	31	国が設 置する通 信施設並 びに都道 府県が設 置する警 察署、派 出所又は 駐在所に 係る庁舎、 警察職員 の待機宿 舎、交通 機動隊の 庁舎及び 自動車検 問のため の施設並 びに運転 免許セン ター(第 31号の一 部)	31	次に掲 げるもの のための 施設(第 31号の一 部) (イ) 国が 設置す る通信 施設並 びに都 道府県 が設置 する警 察署、 派出所 又は駐 在所に 係る庁 舎、警 察職員 の待機 宿舎、 交通機	既成市街 地について は、20の「備 考」欄の 3参照。

動隊の
庁舎及
び自動
車検問
のため
の施設
並びに
運転免
許セン
ター
(ロ) 国が
設置す
る郵便
物の集
配又は
運送事
務を取
り扱う
郵便局
の庁舎
で既成
市街地
()内
のもの
及び高
速自動
車国道
と一般
国道と
の連結
位置の
隣接地
内のも
の

緑資源機構法.....		法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ		団法第18条第1項第7号イ		

三十二 第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前						
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)						
65の3 4					65の3 4						
別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表						
区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
4	自然公園法第13条第1項.....				4	自然公園法第17条第1項.....			

167

三十三 第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65の4 17					65の4 17				
別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
12	1	12	1
				(1)					(1)
				(2)					(2)
			中小企				中小企
				業総合事業					業総合事業
				団法第21条					団法第21条
				第1項第2					第1項第2
				号又は第3					号又は第3
				号に規定す					号に規定す
				る資金の貸					る資金の貸
				付けを受け					付けを受け
				て行われる					て行われる
				もの(中小					ものである
				企業総合事					こと。
				業団法施行					
				令第3条第					
				1項第3号					
				口に掲げる					
				事業にあっ					
				ては、当該					
				事業を行う					
				者が同項第					
				4号イに規					
				定する特定					
				中小企業団					
				体に該当す					
				る場合に限					
				る。)であ					
				ること。					
				(3)					(3)

				2
19 石油公団法 第19条第1項 第6号の国家 備蓄石油の管 理に必要な施 設..... (イ) 国家備蓄 石油の管理 の用に供す る屋外タン ク貯蔵所等 (ロ) (ハ) (イ) 当該施設が 石油公団法第 19条第1項第 6号の国家備 蓄石油の管理 の用に供する ものである旨 (ロ)			1 2その容量 の10分の8以 上を石油公団 の行う国家備 蓄石油の管理 の用に供する 旨の取決めが あるものに限 られる。
23 土地等につ きマンション の建替えの円 滑化等に関す る法律(以下 「マンション 建替円滑化 法」という。) 第2条第1項 第4号.....又は当該 土地等が同法 第15条第1項 若しくは第64 条第1項若し くは第3項の			一定の要件と は、マンション 建替円滑化法第 56条第1項の申 出をした者、同 法第15条第1項 若しくは第64条 第1項の請求を された者又は同 条第3項の請求 をした者の有す る施行マンショ ンが.....

				2
19 石油公団法 第19条第1項 第6号に規定 する石油の備 蓄に必要な施 設..... (イ) 石油の備 蓄の用に供 する屋外タン ク貯蔵所 等..... (ロ) (ハ) (イ) 当該施設が 石油公団法第 19条第1項第 6号に規定す る石油の備蓄 の用に供する ものである旨 (ロ)			1 2その容量 の10分の8以 上を石油公団 の行う石油の 備蓄の用に供 する旨の取決 めがあるもの に限られる。
23 土地等につ きマンション の建替えの円 滑化等に関す る法律(以下 「マンション 建替円滑化 法」という。) 第2条第4号又は当該 土地等が同法 第15条第1項 若しくは第64 条第1項の請 求.....			一定の要件と は、マンション 建替円滑化法第 56条第1項の申 出をした者又は 同法第15条第1 項若しくは第64 条第1項の請求 をされた者の有 する施行マンシ ョンが.....

